



後期高齢者医療制度 のお知らせ

平成 22・23 年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は 2 年ごとに見直されます。

保険料率

	平成 22・23 年度	平成 20・21 年度
均等割額	43,924 円	43,924 円
所得割率	8.23%	8.07%

兵庫県の平成 22・23 年度保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料額（年額） （上限 50 万円）	=	均等割額 43,924 円	+	所得割額 （※総所得金額等 - 33 万円）× 所得割率 8.23%
------------------------	---	------------------	---	---------------------------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7 月下旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。なお、今年度より、4 月年金から保険料を引き去りになっている方に送付していましたが仮徴収額決定通知書の送付をとりやめています。ご理解を賜りますようお願いいたします。

所得の低い方の軽減

以下の方は、平成 21 年中の所得に応じて平成 22 年度の保険料額が軽減されます。軽減額は平成 21 年度と同額です。

総所得金額等（被保険者 + 世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額 （33 万円）	被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を 80 万円として計算）が 0 円	9 割（4,392 円）
	上記以外	7 割（13,177 円）→ 8.5 割 ^{（注1）} （6,588 円）
基礎控除額（33 万円）+ 24.5 万円 × 被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）		5 割（21,962 円）
基礎控除額（33 万円）+ 35 万円 × 被保険者の数		2 割（35,139 円）

※ 65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除し、軽減判定されます。
注 1) 本来は 7 割軽減ですが、軽減措置により平成 22 年度は 8.5 割軽減となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等 - 基礎控除額 33 万円）が 58 万円（年金収入のみの場合は 211 万円）以下の方は所得割額が 5 割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額は変わらず、均等割額が 5 割軽減されます。さらに特例として、平成 22 年度は均等割額が 9 割軽減され、年額 4,392 円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

【お問い合わせ】 市役所市民課（☎ 662 - 3165）・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078 - 326 - 2021）